

## 市民文教委員会会議録

平成21年9月25日(金)

(開会) 10:01

(閉会) 11:28

委員長

おはようございます。ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「請願第9号「最低保障年金制度」の創設を求める請願」及び「請願第10号物価に見合う年金引き上げを求める請願」以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。前回の審査における質疑応答の中で紹介議員から請願の内容に関して、改めて請願者に確認したい旨の発言がございましたので、本日の審査にあたり、再度、紹介議員として楡井莞爾議員に出席を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員に出席を求め、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。それでは、本請願2件について、紹介議員の説明を求めます。

楡井委員

皆さんおはようございます。前回の本委員会で質疑の際に、請願者に確かめた上で、お返事させていただくということにいたしておりましたので、その点についてご返事をさせていただきたいと思います。請願第10号の、記、2の項にあります80,000円という金額の問題でありますけれども、年金が1円もない人が全国100万人というふうに言われていますし、国民年金受給者の方が900万人おられて、その平均の年金額が4万6千円だというふうに言われています。満額支給されている人でも66,000円であります。ちなみに飯塚市の生活保護基準で70歳以上の単身者の生活保護費はいくらになるかということでもありますけれども、68,800円ということになります。

したがって、請願第9号の最低保障年金制度が創設されるまでの間は年金が80,000円以下の人たちに、つまり無年金者の方には80,000円全額、それから年金を現在受給されている方は80,000円までの差額を生活支援金として当面支給していただきたいという内容のものであります。前回説明があやふやだった関係がありまして皆さんにご迷惑をかけましたけれども、以上のことでありますので、前回の件についてもよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

田中委員

確認をさせていただきますが、80,000円に満たない無年金者、年金者に満額の方であっても80,000円、無年金の0の方であっても80,000円と、一律80,000円という理解でよろしいでしょうか。

楡井委員

現在、1円も年金をもらっていない人には丸々80,000円、それから例えば年金を今、50,000円もらってる人は80,000円の差額の30,000円を支給していただきたい。だから、80,000円以下の方はすべて80,000円になるということになっております。差額を支給するというので、いま80,000円以上年金をもらってる人には当然当面の支援金はないということになります。

永露委員

私も1つ確認をさせていただきたいんですが、今一律に最終的な金額は80,000円とい

うことになりますけども、ひとつ挙げれば無年金者の中にもいろいろあると思うんですね。例えば、掛けたくても掛けられなかった人もいましょうし、掛けられる状態であっても掛けなかった人というのも基本的にあると思うんですね。その中間の方も色々あると思うんですけども、そういう色々な条件の中で無年金の方というのがたくさんおられると思うんですけども、そういう人に対しても無条件で、どんなような条件であっても80,000円を支給するというこの文書回答になるんですが、まずその確認をさせていただきたいと思います。

楡井委員

今ご質問で言えば現在年金を一円ももらってない人ということであれば80,000円支給されると。支給してもらいたいということになると思います。

永露委員

ここで言うその年金という範疇ですね。年金にも国民年金、色々な年金ありますけどもこれでいきますと、例えばすべての年金に適用するというところでよろしいのでしょうか。具体的に言えば、厚生年金にも適用される。共済の場合はこういうことないと思うんですけどもすべての年金にすべて網羅して適用するという考えでよろしいでしょうか。

楡井委員

共済とかいうことはないであろうということですけども、一応厚生年金等を含めて、掛金の少なかった方だとかそれから掛け年数が少なかった方なんかは、ひょっとしたら80,000円以下の人もおられるかもしれません。基本的には国民年金の方たちが対象になっていることに、文書的にはですね、請願の内容はなってるんじゃないかと思います。

永露委員

再度確認いたしますが、この請願の対象としては国民年金が対象であると。いわゆる厚生年金の方は最低保障はしないというお考えでよろしいですか。

楡井委員

厚生年金の方でも80,000円以下であればその対象になるというふうな理解ではないかというふうに思います。

永露委員

大事なところなんです。再度確認いたしますが、今のご答弁がちょっとあいまいだったんですけども基本的にはとかいうことではなくて、この請願の内容の趣旨としてすべての年金対象者、いわゆる厚生年金もまた、場合によっては共済年金も含めてすべての年金受給者を対象とする請願内容であるというふうに私もこう理解するんですが、これはそのとおりでよろしいでしょうかということです。

楡井委員

80,000円以下の年金しか受け取っていない人すべてが一応対象ということでこの請願がなっているというふうにご理解いただきたいと思います。

永露委員

これ前回もご質問をしたと思うんですけども、また再度の確認ということになりますけども、いわゆる現在年金の支払いをしてある方がおられますけども、もちろんそういう人たちも年金の受給年齢になったときには80,000円の支援をするという、現在の年金受給者ももちろんそうですけどもこれからおこるであろう年金受給者に対しても、当然同じような手だてをされるということの理解でよろしいでしょうか。

楡井委員

今の件につきましては、請願9号との関係でですね最低保障年金制度ができるまでの間という意味で、ご理解いただければと思います。

永露委員

最低保障年金制度が創設されるまでの間ということですが、仮にこれが創設ができなかった

場合、実現できなかった場合はこの制度とは別に、支援をずっと続けていくというお考えでよろしいでしょうか。

楡井委員

そこまでちょっと、期限が無期限かということになると、いろいろ問題が出てくるかもしれませんので、その点についてはまだ今はっきりしておりません。

永露委員

非常に大事なとこなんですよね。大事なとこなんですよ。それでこれもなぜかといいますと、前回申しあげましたように、現在今進行中でかけられてる方々、こういうものが先々、将来に亘っても80,000円の保証が明確にさせていただけると。80,000円の補償はすべての国民に対しての年金の受給に変わる形の内容のものとして、すべて支給されるということになれば、今かけてある人たちの、結局掛金をかける意欲を阻害するんじゃないかということをお願いしたんですけども、そういうものが全部支給される、支援をされると、その金額を支援をされるということであればもうかける必要がなくなるわけですよ。そういうことになるでしょ。かけなくても支払いはしてくれるんですから、だから一番問題なのはそこなんですよ。

だから、例えば今80,000円ということありますけども、満額かけた人も結局40年掛けた人も全く掛けなかった人も結局は最終的には80,000円という同額の支給がされるということであれば、非常に不公平感を感じるんです。ですから、そこには何らかの差をですね、満額40年間こつこつとかけられて最終的には80,000円ということですけども、掛けなかった人も80,000円ということですから、そこに掛けた年数によっては少し、若干の差をつけるとかですね。そういうものを、手だてをしないと非常に、もらう方がいいんですけどももらう方の中にも不公平感が出てくるんじゃないかと。極端に言えばゼロと40年が同じだと、という非常に大きな不公平感が出てくると思うんですけどもそこら辺の何か手だてをすべきではないかというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

楡井委員

今の不公平感につきましてはですね、この最低保障年金制度の創設ということであれば、この考え方で言えばですね、最低保障金額は一定の税金できちんと確保すると。そして、それはもう全国一律どなたでもということになります。その上に自分が掛けた年金額を上乗せするということになりますので、すべてが80,000円で打ち切りというようなことにはならないんじゃないかと思えますし、そういう意味では意欲を削ぐということにはならないんじゃないかと思えますね。ですから、私が例えば今100,000円の年金もらっているとすると、この制度ができれば150,000円もらえるという関係になっていくわけですね。それが最低保障年金制度の考え方です。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:15

再 開 10:18

委員会を再開します。他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

紹介議員さんに対する質疑を終結いたします。楡井議員さん、本日お忙しいところ大変ありがとうございました。次に、本件2件全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

暫時休憩いたします。

休 憩 10:19

再 開 10:25

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「請願第9号 「最低保障年金制度の創設」を求める請願について採択することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成者なし )

賛成者なし。よって本件は不採択すべきものと決定いたしました。

次に「請願第10号 物価に見合う年金引き上げを求める請願」について採択することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成者なし )

賛成者なし。よって本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に「請願第12号 学校給食の補助を求める請願」、「請願第13号 学校給食の米飯委託費に関する請願」及び「請願第14号 学校教育行政において保護者の意見を尊重することを求める請願」、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本請願3件につきましては、慎重に審査するため閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けたあとに審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第102号 財産の取得(鹿毛馬神籠石)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

文化財保護課長

「議案第102号 財産の取得」について補足説明させていただきます。議案書の8ページをお願いいたします。財産の取得でございますが、国指定史跡鹿毛馬神籠石保存整備及び公園化事業用地として次の財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、本案を提出するものでございます。所在地は飯塚市鹿毛馬字田中993番1地目は山林となっております。取得面積は29,719平方メートルとなっております。取得価格は62,128,649円でございます。

契約の相手方につきましては、安藤サワ子となっております。取得する財産の明細につきましては9ページをお願いいたします。金額は断ち木分も含んでおりますが、土地の買い上げ単価は、不動産鑑定評価を参考に山林1平方メートルあたり2,100円となっております。今年度は29,719平方メートルを買い上げしようとするものでございまして事業費は62,128,649円でこのうち80%が国庫補助金で約49,702,000円となっております。また、1,200,000円が、県費補助金となっております。一般財源の持ち出しにつきましては、11,226,649円となっております。

あわせて、この鹿毛馬神籠石買い上げ事業につきまして簡単にご説明させていただきます。鹿毛馬神籠石は昭和20年2月に約34,302平方メートルが国の指定史跡に指定されまして、その後平成14年3月には追加指定を受けまして総面積が358,238平方メートルとなっております。本事業につきましては平成14年度から平成22年度までの9ヵ年計画で国の認可を受けた事業でありまして、本年度は8年目に当たります。昨年までで約面積286,454平方メートルの約80%が買い上げ終了いたしまして、本年度で約90%が終了する予定でございます。

今後の事業計画でございますが平成22年度までに残りの1ヶ年で29,228平方メートルを買い上げる予定でございます。なお、利活用につきましては今年度から課内でこれまで旧額田町で作成されました基本計画及び基本構想を見直しまして、整備方針や利活用について検

討を行っております。以上で議案102号の補足説明を終らせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

今年で91%の取得ということですが、総取得金額はいかほどになりますか。

文化財保護課長

総合事業費は6億4822万3千48円になります。この中には断ち木ですね、それから測量の委託等も入っております。

永露委員

いわゆる土地の取得で断ち木等もありましょうけども6億数千万ですか。そしてこれから今度整備事業、公園化事業等が新たに始まるわけですか。例えばそのまた経費がかかると思うんですけども、それらについてはどのような見込みを持っておられますか。

文化財保護課長

これにつきましては現在、先ほど申し上げましたが課内で検討会を行っております。また課内の検討会がまとまりましたら、22年度で買い上げが終わりますので23年度から庁内で検討会議を行う予定でございますが、その検討の結果によりまして整備経費につきましては出てまいりと思っておりますので、今のところは出ておりません。

永露委員

当然具体的なもので出ないと思うんですけども、だいたい総体的にどの程度ぐらいが見込まれるということぐらいは言われませんか。それも難しい。全くゼロ。でもこの規模で大体この程度の整備事業ということになると、大体どの程度ぐらいはかかるだろうと予測されますぐらいのことは言えませんか。かなりの金額なと思うんですけども、それも全くゼロということじゃないでしょうか。

文化財保護課長

ご質問者の質問でございますけども、現在も飯塚市の方も財政が逼迫してる状況でございますのでできるだけですね、経費を見直しまして整備を行いたいと思っておりますので、現在のところ繰り返しでございますが費用等は出ておりませんのでご理解お願いいたします。

永露委員

相当な事業費がかかるだろうと思うんですけども、一番心配なのはやっぱり今の状況の中でこういう事業が果たしてできるのかどうかという心配をひとつ危惧があるんですけども、それとこういう保存整備とか公園化事業についての国の補助対象というものはどのようになりますか。

文化財保護課長

整備事業につきましては国の補助が50%、県の補助が8%ございます。

永露委員

いずれにしても土地の買い上げについては相対的で1千万円程度ぐらいで済むんですけども、来年度で買い上げ取得が終わりますので、23年度移行検討に入られるんだろうと思います。その中で整備事業、公園化事業等は市が42%の持ち出しということになるわけですが、この範囲から面積からいってもかなりの事業費がかかるだろうと思うんですね。だいたいどの程度かぐらいは大体わかると思うんですけども言われないとわかりませんが、億単位は間違いはないんだというふうに思うんですけども、またそれすらも分からないですか。500万円なのか1億円超えるのかとかいうことも、でも間違いなく億単位の事業であることは間違いなく思うんですよ。

だから一番心配するのはかなりの前から、8年前ですか、8年とか10年前から町の時代からこういう事業の引き継ぎだろうと思うんですけど、その当時良かったんだろうと思うんです

けども、果たして今後ね、こういう事業が的確に進捗するのかがどうかが一番心配されますので、やっぱり身の丈に合った仕事をしないとイケないだろうと思うんですね。いろんな形で今無駄を省けということを言われておりますので、そういう状況の中でこういう金額を捻出しなければなりませんので、そこら辺もあわせて慎重に考えて事業計画を進められてください。またどうせそのときには我々に対しても報告がありましようから、またそのときに質疑応答をやりたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 財産の取得(鹿毛馬神籠石)」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に佐藤委員から「自治会活動の推進について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。佐藤委員その具体的な内容の説明をお願いいたします。佐藤委員に発言を許します。

佐藤委員

今回、一般質問で災害と児童クラブの質問をさせていただきました。災害の中では自主防災組織の必要性を認められておりました。児童クラブでは今運営主体が青少年健全育成会になっております。どちらも主体は地域なんですね。そのことを質問したかったんですが、所管になるんで差し控えたんですね、その続きといっちはなんですが今回委員会で所管事務調査をさせていただきたいと思っております。

委員長

お諮りいたします。本委員会として「自治会活動の推進について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって「自治会活動の推進について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「自治会活動の推進について」を議題といたします。佐藤委員に質疑許します。

佐藤委員

先ほども申しましたけども自主防災組織、児童クラブの運営どちらも核となるのは地域自治体、自治会、地域コミュニティです。今後執行部としてどういう方向で進まれるのかをお聞きしていきたいと思えます。まず、地域コミュニティの必要性をどうとらえてあるのかお聞かせください

市民活動推進課長

まず、地域コミュニティの基本的な考え方につきましてご説明をさせていただきます。地域コミュニティとは、既に皆さんご存知のとおり人々が協働の意識を持って生活を営む地域の社会のことです。身近にある自治会、隣組が代表的な地域コミュニティと言われております。最近では今質問者ご指摘のように、急激な社会の変化や災害の発生などによりまして安全安心への関心が高まる中で、地域コミュニティが注目されるようになってきております。最近特に地域への帰属意識や人間関係が薄くなりまして、身の回りのルールを守ることや助け合いの心が弱くなってきていると言われております。しかしながら時代は社会がどう変わりましたが、人と人とのつながりから、地域が成り立っていることには変わりありません。地域のことを一番よく知っている、地域を一番理解している地域住民の皆様が主体性や自覚を持って

力を合わせてさまざまな地域活動を行うことの中から地域が住みやすくなると考えておりますので、その方向で地域コミュニティの活性化をさせていかなければならないというふうに考えております。

佐藤委員

確かにそう思います。ただ10年前、20年前の方がやりやすかったのではないかと私自身思っておりますけども、それでは地域コミュニティの基本的な考え方はどうとらえてあるのかお聞かせください。

市民活動推進課長

まずは地域コミュニティの規模といいますか、地域コミュニティの姿のことでございますけれども、イメージとしましては子どもから高齢者までが日常歩いて顔を合わせる事とか、人間関係が繋げる小学校区や中学校区を規模としたコミュニティづくり、またそういうコミュニティづくりが理想というふうに考えております。

現状としましては、飯塚市におきましては現在地形とか歴史とか、生活文化またはそのコミュニティの拠点となる施設等がございます、そのコミュニティの施設が現状では今のまま成り立っております。ただ、考えますと市内12地区公民館を拠点とした地域コミュニティを今現在、市民の皆さんが大切にされておりますので、そこからいろいろ地域コミュニティの活性化を考えていきたいというふうに思っております。また、地域コミュニティの運営につきましては市民の皆様が考えていくことが大切でありますので行政側が過度に干渉をすることとか、また住民の自治を損なうような、心配するような過度な干渉ということにつきましては非常に慎重に行われなければならないというふうに考えております。

佐藤委員

その中で12地区ということなんですけれども、話を進めていく中でまちづくり協議会を設置して行かれるということをお聞きしておりますが、そのまちづくり協議会とはどういうものかご説明ください。

市民活動推進課長

現在の飯塚市にはまちづくり協議会という名前の組織はございませんが、飯塚市にはまちづくり協議会に似た組織がございます。まちづくり協議会先進地の事例といたしましては、まちづくり協議会と言いますのは、地域の課題や問題点をその会の中で協議し、解決に向けた意思決定やその活動を市民が主体となって行う組織のことで、その地域にある自治会、地域活動団体で構成されております。地域ごとに異なった特性や歴史文化や実情を考慮しながら、地区公民館、小学校区、中学校区単位につくられておるのが先進地の事例でございます。

佐藤委員

わかりましたけども、具体的にそのまちづくり協議会、どういう団体を構成しようとされているのか、自治会だけでいかれるのか、他に、諸団体を入れられるのか、どう考えてありますでしょうか。

市民活動推進課長

まちづくり協議会につきましては、本市におきましては既に地区公民館、まちづくり協議会のような組織でございます、本市のですね、につきましては地区公民館の対象地域で行われている団体相互の協力や連携、情報の交換等の活動が既に飯塚市内でも行われております。市民が主体となり、より多くの地縁団体や地域の団体も参画を図ることが大切であります。その運営につきましては、各団体からの会費、それとか事業の収入とか寄附金等の多様な資金源を確保しながら自治会を中心にしまして、子ども会、青少年育成団体、PTA、婦人会、老人会や消防団、民生委員さんなど社会福祉協議会なども含めました運営組織から構成されております。そのような飯塚市におきまして、似たようなものはございますが、先進地ではそのように構成をされております。

佐藤委員

そこで、こういうまちづくり、大変理想は高いように思うんですが実際今そうやって動いている団体があると認識していいんでしょうか。私、旧穂波町出身なんで、私はそこはご理解できないんですけども、例えば旧飯塚市でそういうことがもう実は行われているとかいう実例があるんでしょうか。

市民活動推進課長

先進地の事例におきましては自分達で話し合ったその地域の課題解決のために、地域総ぐるみで取り組んでるところが先進地でございます。飯塚の現状では、似たようなものといいますが、近いものということでございますけれども、やはりまだ質問者ご指摘のように地域総ぐるみ、総がかりで取り組んでるところにはどうもまだなっていないということで認識しておりますので、そのような方向へ私ども行政がお手伝いしたいというふうに考えております。

佐藤委員

それでは、今この地域コミュニティ作りを、今これから進めようとされているのか、それとも今まで何かされたとかいう経過があればお聞かせください。

市民活動推進課長

私どもの課が、平成19年度にできまして市民と行政との協働による地域コミュニティの構築と活性化を目指すということで、私どもの課が設置されました。まず第一に市民の意見を聞くことが大切であるということでありましたので、地域コミュニティづくり市民会議を設置させていただきまして、平成20年の12月までに視察の研修も含めて10回の会議を開催しました。合わせて地区懇談会やタウンミーティングで広く市民の意見をお伺いいたしております。その間に市民と行政との協働のあり方を作成したり、タウンミーティングで広く市民と行政のあり方について説明することができております。また自治会連合会の理事会におきましても地域コミュニティの構築と活性化は重要であり、まちづくり協議会のような組織の設立が必要であると見解が示されております。現在21年度、12地区の公民館にそれぞれ、今各団体の役員さんとか団体の会議に出たり、それに出てまちづくり協議会の事前の準備段階といいますが、その各団体の方との意見交換とかそのようなものを進めております。一部の地区公民館の区域では、既にそのまちづくり協議会の前段となります準備会等の設置が進んでおる状況でございます。

佐藤委員

先ほどの中で、市民会議というのをつくってもう実際視察してある、ならその市民会議のメンバー、人数をお聞かせください。

市民活動推進課長

19年に設置されました市民会議のメンバーにつきましては、12地区公民館からそれぞれ2名ずつの選出をいただきまして24名で構成しております。その性質につきましては、地域の実情をよく知った方ということで民生委員さん、自治会長さん、それに各団体の役員さん、それと地域の公民館活動されてる方、そのような方に全部で24人入っていただいております。

佐藤委員

24人ですね。たぶん、そしたら自治会長とかそういう方が主じゃなからうかと思っております。これ一番大事なことはそこじゃなくて、例えばPTAとか婦人会とか子ども会とか老人会とかそういうところをまとめるということが一番の課題になってくると思うんですが、今後そのような団体にどうやってアプローチ、説明そして理解をさせて行こうと思っておりますのかお聞かせください。

市民活動推進課長

今ご指摘の子ども会、婦人会、PTA、そのような団体の方がこのまちづくり協議会地域活動にどのように参加するかということが非常に大切なことであるということは認識しております。



す。

今市内には自治会が277団体ありまして、それがコミュニティの一番中心になる団体でございます。最小の単位は、私たちにとってもっと身近単位でありますその自治会の隣組であります。またその自治会と関係を持って地域で活動されているのが、今ご指摘の子ども会、老人会、婦人会、消防団それと青少年団体の活動であります。他に社会福祉協議会もございます。もう一点、学校と子ども地域でありますPTAという団体につきましても、非常に大事な地域のコミュニティの団体であると認識しております。

佐藤委員

私が聞きたいのは、どうやってアプローチしていくのか。個別に一個一個、相当な団体数があると思うんです。地域性も色々あると思うんです。自治会活動でも温度差があると思うんですね。飯塚市に対する思いが最近出てきております老人会も、例えば自治会の中に老人会が入っているところ、別個であるところ、老人クラブ連合会の方であるところ、とか色々あると思いますしPTAは全く自治会とは関係ないところにあるというふうに認識しております。ただ、ダブっている人がいると思うんです。ただ、そういう団体すべてに行ってアプローチして、理解させようとしているのかどうかお聞かせください。

市民活動推進課長

今現在進めている具体的な方法といたしましては、12地区の公民館に出かけていまして、館長さん、主事さんそれと係長さんとその地域が持っているその関係団体とのあり方、または自治会との関係のあり方、それと地域での役割、そういうものを打ち合わせをしてその後に各団体の役員さんと個別に話をしてやっていこうという地域と、それともう1点は、公民館で行われますその地域であっている、例えば体育協会の会議とかそういう会議に直接出さしていただきまして説明を行った地域もございます。ですから、会議の方から入っていく方がスムーズにこのコミュニティに関する説明ができるところ、またはその役員さんから直接話しをしながら個別に説得といいますか、説明といいますか意見交換をさせていただいてやってるところ、または歴史的にそういう関係が整ってるところにつきましても、地区公民館に集まっていたいただきまして、その場で全体に説明して意見交換を進めているところということで、今個別にその地区公民館単位で話を進めさせていただいております。

佐藤委員

個別にということなんですが、例えば公民館でも27公民館が、地域があると言われてました。例えばPTAにしても各小中学校毎34校あるんです。老人クラブも例えば地域で2つあるところもあります。すべての団体数はどれくらいか把握してありますか。

市民活動推進課長

今現在資料をお持ちしておりませんが、全てということではありませんが、かなりの団体数個別に把握しております。ただ、今委員が言われますように、例えばPTAの総会前の役員会とか、例えば全市で構成されているような団体につきましても、その場に出かけていきまして全体で説明会、打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えております。

佐藤委員

大変な数ですよ。例えば、公民館単位では各地域に行くと、PTAでは役員会に行くところ当然温度差が出てくると思うんです。私、今言われているように人間関係が希薄しているという世の中なんです。そこを踏まえてですね、やっぱりしないといけない。これを、自分が待っていたら何年後にできるかわからないというような思いがするんですけども、もうすぐやりますよとかいう思いで、課長自身が今後の課題はどうとらえてありますか、お聞かせください。

市民活動推進課長

今後の課題につきましても、今いろいろご指摘されたことが正にそのことでございまして、

とにかく私ども合併しまして地域に出かけたときに、私どもの説明をまず聞いていただけるような人間関係をつくるということが、まず第1でございました。最近、地域に出かけていきましてやっと話は聞いてやろうということをお願いさせていただくようになって、やっとこの地域コミュニティについての説明会ができ始めております。

今後高齢化がますます進んだり、そういうふうに関係がどんどん希薄化していくことはありましようが、現時点ではとにかく地域に出かけて行って、そして話をしながらまたは先ほど言いましたように、そのような団体のトップの会議に出かけて行って話を進めていくということから初めて参りたいと思っております。そのような考えでございます。それがまず第1の課題だと思っております。

佐藤委員

大変だろうと思います。各地域に出て行って話を聞く、そして人間関係をつくるまでになる、私が言いました自主防災組織等々、各課との連携も必要なんですね。各課が地域に望んでいることを把握もしなければいけない。課長の課は職員の方向人おられますか。

市民活動推進課長

私と課長補佐と係長と、あと係が3人おります。市民課等推進係が3人おります係長含めて4人です。

佐藤委員

そうですね、大変だろうと思います。これを待っていたら本当に課長も異動されたりすれば、また1からやり直しということがよく市役所の中ではあるんですが、そこまで信念を持って、これは崇高な部分なのでしていただきたいと私は思っております。ただ部長、私が前回から申しております例えば地域、子どもの地域の教育力を高めるためにするとかですね、自主防災組織と、これと別個で考えていかないと一緒にしていればいつできるかわからないと思うんですね、本当に。PTAってたまたま私入っていますけど、そういう動きがあるということは、会長すら役員すら知らないじゃないかと、聞いてないからですね。そこをまた1からする。そこが例えば小さい単Pに下ろしていく、単Pから1人ひとりが認識していく。地域コミュニティの大切さを。ちょっと僕はできないと思う。ただ、近々の課題はあろうと思いますんで、その辺は別にですね、やっぱり進めていかないといけない。自主防災組織が必要なところは、自主防災組織をつくっていただくように地域にお願いします。そこから地域コミュニティに発展する逆の場合もあろうと思うんです。その辺の考えをちょっとお聞かせください。

市民環境部長

先ほどから課長が言いますとおり合併して公民館でも、12地区公民館それぞれ事情もそれぞれ違う状況がございまして、入る中で非常に違いもあってスムーズに入れる場所もございまして。そういう中で、一生懸命取り組んでいるところでございまして、今質問委員が言われますとおり場所によっては全体を取り込むことも非常に難しい場所、それとある程度積極的な地域もあるということで聞いております。そのような中で、確かにある程度場所によっては形式的にある程度、協議会ができた地区もございましてけれど内容がそれに伴っているかというような感触もございまして。それで今主といたしましては、市民活動推進課とあわせて公民館の主事と連携をとりながらやっているところでございまして。なにぶん地区関係者それぞれに今取り組んでいるところでございまして、もうしばらく見守っていただきたいと思っております。

佐藤委員

見守ります、期待して見守っていきたく思います。ただ今ですね自分が実感してるのは、PTA活動させていただいているんですけども、PTAで家庭教育ということ推進しているんです。家庭教育するには自分の子どものしつけ、そして保護者が地域に入って自治会活動を一生懸命してですね、子ども会を活性化しないといけないですよっていう運動をしているんですけど、どうも根付きが悪いという課題もあります。これ何年できるかなって思っています。

3年後にはPTAでは家庭教育をきちんと位置づけたいということを思ってるんですけども、それでも3年かかるんですよ。だからそうやってアプローチの方法、地域性も勘案しながら、本当に地域に必要な部分はそこで別個で考えていただきますように要望してこの質問終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:11

委員会を再開いたします。

お諮りします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。公用車による交通事故発生について報告を求めます。

環境施設課長

公用車による事故発生について2件、ご報告いたします。お手元に配付しております事故見取図、給食センターが載っているほうでございます。本件事故は去る7月31日、金曜日、午後3時52分飯塚市川津地内市道向柳2号線におきまして環境施設課職員が災害ゴミ収集後、外柵と駐車中の相手方の間を左折により通過しようとした際、ゴミ収集車の右後部が、相手方車両に接触し損傷させたものでございます。

損害の状況につきましては、市側には損害がありませんが相手方の車両リヤバンパー、リアフェンダー等を損傷したものであり、人身傷害はございません。事故の原因につきましては職員が左折する際に、左折の角度の見当を十分に行わなかったことが原因でございます。この事故によります過失割合は、市が100%、相手方が0%で成立し円満解決いたしております。なお損害賠償額は220,096円であります。

次に、二枚目の資料をお願いいたします。本件事故は去る8月3日、月曜日午前10時30分頃、飯塚市川島768番地におきまして環境施設課職員がゴミ収集作業中、後方の大型車両に進路を譲ろうと、左側寄りに進行した際に車両の左バックミラーが相手方所有の塀瓦に接触し、損傷させたものでございます。

損害の状況につきましては市側には損害がありませんが、相手側の瓦を損傷したものであり人身傷害はございません。事故の原因につきましては、市職員の前方不注意が原因であり、この事故によります過失割合は市が100%で円満解決しております。なお損害賠償の額は26,000円でございます。

職員の事故防止につきましては、毎日朝礼時や機会があるごとに安全運転に心がけるよう注意しておりますが、今後事故起こさないよう、また、当該職員はもとより他の職員につきましても安全運転の徹底を指導してまいりたいというふうに考えております。以上簡単でございますが公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、平成22年度飯塚市立幼稚園園児募集について報告を求めます。

学校教育課長

平成22年度飯塚市立幼稚園園児募集について報告をいたします。園児募集につきましては、本年10月1日から10月20日までの期間に別紙募集要綱に基づきまして園児の募集をいたします。募集人員につきましてもそこに記載をしている通りでございます。広報いづか10月号、及び市ホームページに掲載をするようにしております。申込者が募集人員を超えた場合につきましては、進級するもの及び既に在籍しているものの妹や弟等の優先者を除いた申込者全員による公開抽選を行うようにしております。また、抽選に漏れた方でも他の園への入園を希望されれば、定員に余裕がある場合は入園できることといたしております。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりまりましたので質疑許します。質疑はありませんか。

田中委員

1つ確認なんですが、募集人員が書かれてあって、その後に括弧書きで優先入園者見込み数というのが記載されておりますが、例えば幸袋幼稚園であれば合計のところでは120名の募集人員に対して67名が優先入園見込み数ということでございますが、実際募集されるのは120名から67名を引いた数が募集という形になるんですよね。そういう認識でいいですか。

学校教育課長

総数でございましたら、今質問委員さんおっしゃるとおりでございますが、実際の募集につきましてはその合計の欄の上の、三歳児でありましたら8人は優先者ですから、あと12人入園できます。4歳児でしたら29人、入園できますということとなっていきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、文化会館指定管理者の応募について報告を求めます。

生涯学習課長

文化会館指定管理者の応募について報告させていただきます。平成22年度からの飯塚市文化会館の指定管理者制度の導入に際し、本年7月1日から8月31日までの2ヶ月間において指定管理者を公募いたしました。8月18日に実施した現場説明会には6団体が出席されました。8月31日から9月1日の2日間において、飯塚市文化会館指定管理者の申請受付を行ったところを応募団体は4団体となりました。応募団体は株式会社コンベンションリンケージ、株式会社ケイミックス、株式会社福岡市民ホールサービス、飯塚文化塾の4団体でございます。飯塚文化塾は財団法人飯塚市教育文化振興事業団と特定非営利法人嘉穂劇場とのグループによるものでございます。9月の17日に第1回文化会館指定管理者選定委員会が開催され、全部で3回程度の選定委員会が開催される予定になっております。10月末ごろには指定管理者が選定され、12月議会に指定の議案を上程する予定でございます。別紙資料といたしまして申請者の一覧表を添付しております。以上簡単でございますが報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 11:20

再開 11:21

委員会を再開いたします。次に平成21年7月24日からの豪雨による災害状況について報告を求めます。

総務課長

平成21年7月、中国・九州北部豪雨による災害状況についてその概要を報告いたします。7月19日から26日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では24日0時から26日24時までの雨量が568ミリ、最大1時間降水量101ミリを記録いたしました。

本市では7月24日19時18分に災害対策本部を設置し、以後体制を初動から応急、さらに復旧体制へと移行し、被災者への支援策15項目の実施のため、本庁及び各支所に総合相談窓口を設置し8月7日まで窓口を継続いたしました。本庁窓口には、災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定に基づき、センターを運営する社会福祉協議会もゴミ出し等の受付窓口を併設いたしました。

また、避難所におきましては昨年締結いたしました災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定に基づき、協力企業から食糧、飲料等の支援を受けております。なお、被災直後の7月26日に福岡県から災害救助法の適用通知を受け、また8月28日に、政令により激甚法による激甚災害の指定を受けています。

今後は同法に基づく被災施設の効率的かつ効果的な復旧事業を行っていくとともに、これらの支援策を軸に、被災されました市民の皆様の速やかな復興に向け可能な限り努力することとしております。

続きまして、提出いたしております資料について概要を説明させていただきます。お手元の資料をお願いいたします。まず1ページでございますが、1ページは被害状況の一覧表でございます。人的被害といたしまして死亡1名、住宅被害といたしまして全壊2棟、一部損壊5棟、床上浸水483世帯、床下浸水902世帯など多数の被害が出ており、被害総額は表の下のほうになりますが、約55億円となっております。2ページにつきましては、浸水被害数を自治会ごとにまとめたものでございます。4ページにつきましては、避難者の状況を避難所毎にまとめたものですが、これも表の下のほうになりますが、8月4日、庄内ハーモニーから最後の退去者をもって終了いたしております。5ページ、6ページには今回の大雨における行動記録を記載しております。8月17日をもって災害対策本部を閉鎖いたしております。7ページは降水量及び水位について記載いたしております。8ページには先ほど申し上げました市の支援策15項目の概要を記しております。9ページにつきましては、この支援策の執行状況を9月4日現在で記載しております。10ページにつきましては各排水機場におけますポンプの運転状況を記載しております。11ページにつきましては災害ごみ、消毒、し尿処理状況を記載しております。12ページにつきましては災害ボランティア、企業ボランティアの参加数及び災害時生活必需物資等、民間企業からの供給状況について調べたものでございます。13ページにつきましては災害義援金・義援品調でございます。14ページにつきましては総合相談窓口におけます受付集計表でございます。7日までの間に179件の罹災証明を発行しております。最後の15ページでございますが9ページと一部重複いたしますが、保健福祉関係についての災害支援策の受付状況でございます。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

閉 会 1 1 : 2 8